

久喜市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

久喜市立小・中学校体育施設の開放に関する規則（令和4年久喜市規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

様式第2号中「久喜市立小・中学校体育施設の開放に関する規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。